

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和7年4月1日

山口県知事 村岡 嗣政

1 業務の概要

(1) 業務の名称

地域医療を支える医師確保促進事業実施業務委託

(2) 業務の内容

県が指定する病院への常勤医師の入職に向けた集中的な斡旋サービスについて、以下の業務を実施する。（別紙：事業概要を参照のこと）

① 事務局業務

- ア 県が指定する病院における医師の採用に関する外部からの連絡の一括取りまとめ
- イ 県が指定する病院の最新の医師採用募集情報を掲載したPR資料等の作成
- ウ その他必要な連携・調整等

② 医師採用支援業務

- ア 県が指定する病院に紹介する医師の募集、一次選考
- イ 県が指定する病院の採用ニーズに合った求職者の提案
- ウ 県が指定する病院と求職者との面接日程調整
- エ 県が指定する病院と求職者との面接の同席
- オ 県が指定する病院と求職者のニーズ調整
- カ 県が指定する病院に対する医師採用に関する助言等

③ その他

- ア 月例報告（活動状況、医師紹介数、医師面接設定数等）の作成、提出
- イ その他業務運営に必要な事項

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 予算限度額

(1) 委託料

受託業務に要する経費として、1,100,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限として決定し支払う。

(2) 医師の斡旋に対する報酬（東部地域で県が指定する医療機関に限る）

医師の斡旋により採用が決定した場合、入職後、採用された医師の推定年収の30%に相当する額（上限4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む））を決定し、委託料とは別に支払う。

ただし、入職後、採用された医師が6か月以内に県が指定する病院との契約を終了

した場合については、下記表により県へ報酬を返還するものとする。

| | |
|-------------------|-----------------|
| 入職日以降1か月以内に退職した場合 | 医師の斡旋に対する報酬の90% |
| 入職日以降2か月以内に退職した場合 | 医師の斡旋に対する報酬の75% |
| 入職日以降3か月以内に退職した場合 | 医師の斡旋に対する報酬の60% |
| 入職日以降4か月以内に退職した場合 | 医師の斡旋に対する報酬の45% |
| 入職日以降5か月以内に退職した場合 | 医師の斡旋に対する報酬の20% |
| 入職日以降6か月以内に退職した場合 | 医師の斡旋に対する報酬の10% |

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次の（1）から（5）に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （3）この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- （4）職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定により有料職業紹介事業の許可を受けている者であること。
- （5）過去5年間において、国内の医療機関と医師の斡旋契約を締結し、斡旋に係る医師の採用実績（常勤、非常勤を問わない。）があること。

4 応募要領等の配布

令和7年4月1日（火）午前9時から令和7年4月21日（月）午後5時まで、医療政策課のホームページに掲載するので、ダウンロードしてください。

- （1）ホームページタイトル
令和7年度地域医療を支える医師確保促進事業実施業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について
- （2）URL
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/201337.html>
- （3）配布資料
 - 仕様書
地域医療を支える医師確保促進事業実施業務仕様書
 - 応募要領
地域医療を支える医師確保促進事業実施業務公募型プロポーザル応募要領

- 別紙様式 1
企画提案提出書
- 別紙様式 2
質問書

5 企画提案書手続き等に関する事項

(1) 企画提案の方法

参加資格を有し、企画提案を希望する事業者は、次に掲げる書類を 6 部（正本 1 部、副本 5 部）提出すること。

ア 企画提案書

- ・ A 4 判片面使用すること（縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。）。
- ・ 基本コンセプト、事業の内容、実施方法、実施計画等について、できる限り詳細に記載すること。

イ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の規定に基づく有料職業紹介事業の許可証の写し

ウ 実績書

- ・ 本県及び他の自治体等での実績についてその内容を示した書類を添付すること。

エ 業務実施体制表

- ・ 業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。

オ 参考見積書

- ・ 委託項目ごとに内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(2) 企画提案書の提出方法及び提出期限

(1) に掲げる書類を、企画提案提出書（別紙様式 1）とともに、令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 5 時までに、持参または郵送（必着）により提出すること。

提出先は下記のとおり。

なお、郵送による申込みの場合は、「簡易書留郵便」とし、送付すること。また、提出期限内の消印有効とする。

| |
|--|
| 〒753-8501 山口県山口市滝町 1-1 山口県健康福祉部医療政策課 医師確保対策班 担当 前田 TEL : 083-933-2937 FAX : 083-933-2829 E-mail : a11700@pref.yamaguchi.lg.jp |
|--|

(3) その他

- ア 提案は、1事業者につき1提案とする。
- イ 書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ウ この要領に基づき提出された提案書類については、返還しない。

6 審査

審査は、地域医療を支える医師確保促進事業実施業務審査委員会により、令和7年4月末までに実施する。

7 その他

- (1) この手続に参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 詳細については、山口県健康福祉部医療政策課(電話 083-933-2937)に問い合わせること。

以 上